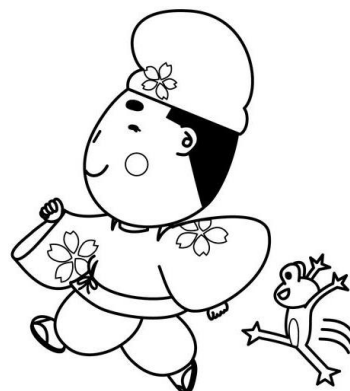




非木造住宅に対する耐震化への補助事業

春日井市では、非木造住宅に対して費用の一部を補助して、耐震化への支援を行っているよ。



書のまち春日井「道風くん」
©Kasugai City 2008

■助成制度■

・非木造住宅耐震診断費補助事業

補助制度：耐震診断に要する費用の2／3を助成※限度額あり

・非木造住宅耐震改修設計費補助事業（マンションのみ）

補助制度：耐震改修設計に要する費用の2／3を助成※限度額あり

・非木造住宅耐震改修工事費補助事業

補助制度：耐震改修工事に要する費用の一部を助成※限度額あり

対象住宅の要件、対象経費、補助限度額、申込方法など詳しくは、次のページにてご確認ください。

また、これらの事業を申請される場合は、事前にご相談ください。

ご不明な点等ありましたら、お気軽にお問合わせください。

■お問合せ・お申込み先■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991



対 象 者	補助対象の住宅の所有者。ただし、所有者が複数存在する場合は、そのうちの1名（※1）とし、管理組合がある場合は、管理組合（※2）とします。 （※1）全ての所有者の同意を得ていること （※2）管理組合において合意形成が図られていること
-------	---

■非木造住宅耐震診断費補助事業■

対 象 住 宅	春日井市内にある住宅のうち次のいずれも満たす住宅 1 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等を兼ねるもの（※）を含む。） 3 市が実施している木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 4 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く （※）店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの
---------	--

補 助 額

耐震診断に要する費用と基準額を比較して、いずれか少ない額の2／3以内かつ市の定める限度額以内とします。

(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。)

戸建て住宅	区 分	基準額	限度額
	一戸あたり	13万6千円	9万円

※戸建て住宅以外の基準額

＝対象建築物の延べ面積に次の表の基準単価を乗じた金額

戸建て住宅以外	面積区分	基準単価 (円／㎡)	現度額 (戸あたり)
	延べ面積1,000㎡以下の部分	3,670	5万円
	延べ面積1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分	1,570	
	延べ面積2,000㎡を越える部分	1,050	

※診断方法、基準等はお問合わせください。

■非木造住宅耐震改修設計費補助事業■

※設計後、耐震改修工事を同一年度に行うものに限る。

対 象 住 宅	春日井市内にある昭和56年5月31日以前に着工されたマンション（※） （ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く） （※）マンション・・・共同住宅のうち、次の要件を全て満たすもの ①耐火建築物又は準耐火建築物であるもの ②延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上であること
---------	---

補 助 額	耐震改修設計（※）に要する経費の2／3以内の額と、1戸当たり100,000円を限度とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。） （※）この補助金で実施する耐震改修設計については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会による耐震改修の計画の評定を受ける必要があります。
-------	---

■非木造住宅耐震改修費補助事業■

対 象 住 宅	春日井市内にある住宅のうち次のいずれも満たす住宅 1 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 2 一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等を兼ねるもの（※）を含む。） 3 市が実施している民間木造住宅無料耐震診断に該当しない住宅 4 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く （※）店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1／2未満のもの											
補 助 額	次に掲げる額の合計額とします。 （その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。） <table><tr><th>区分</th><th>補助額</th><th>限度額</th></tr><tr><td>マンション （※1）以外</td><td>耐震改修工事（※2）に要する費用（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80％以内の額</td><td>1戸あたり 100万円</td></tr><tr><td>マンション （※1）</td><td>1 耐震補強工事（※2）に要する費用（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり50,200円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に3分の1を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）</td><td>1戸あたり 90万円</td></tr></table> （※1）マンション・・・共同住宅のうち、次の要件を全て満たすもの ①耐火建築物又は準耐火建築物であるもの ②延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則3階以上であること （※2）この補助金で実施する耐震改修工事については、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会による耐震改修の計画の評定を受けたもので設計に基づくものである必要があります。			区分	補助額	限度額	マンション （※1）以外	耐震改修工事（※2）に要する費用（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80％以内の額	1戸あたり 100万円	マンション （※1）	1 耐震補強工事（※2）に要する費用（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり50,200円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に3分の1を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）	1戸あたり 90万円
区分	補助額	限度額										
マンション （※1）以外	耐震改修工事（※2）に要する費用（耐震補強工事費及び附帯工事費）の80％以内の額	1戸あたり 100万円										
マンション （※1）	1 耐震補強工事（※2）に要する費用（実際に耐震改修工事にかかった費用と延べ面積に1平方メートル当たり50,200円を乗じた額のいずれか小さい方を限度とする。）に3分の1を乗じて得た額 2 工事監理費の3分の2（10万円かつ過去に市の実施する耐震改修設計費補助事業の補助金の交付を受けた場合は、その補助金の交付金額と合計して10万円を限度とする。） 3 附帯工事費（80万円以内で、1の額と合計して80万円を限度とする。）	1戸あたり 90万円										

■補助金の代理受領が利用できます■

耐震診断業者、設計業者、施工業者の同意があれば、代理受領が利用できます。市から直接補助金を業者に支払うことで、申請される方の金銭的負担が軽減されます。詳しくは、お問い合わせください。

Q & A

Q 1. 申請書の審査はどのくらい日数がかかりますか？

A 1. 1～2週間程度かかります。交付決定前に工事契約をしないよう注意してください。

Q 2. 途中で取り止めはできますか？

A 2. 可能ですが、事業者に依頼された費用は申請者ご本人の負担となります。
また、これらの費用に対して、補助金はありませんので注意してください。
なお、交付決定後に取り止める場合は、建築指導課まで相談してください。

■お問合せ・お申込み先■

まちづくり推進部建築指導課 電話：85-6328 FAX：85-0991

■補助事業の流れ■

事前相談書の提出

- 提出書類■ 事前相談書と次の添付書類をご提出ください。※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
- ・建築確認通知書もしくは検査済証の写し、家屋物件証明書（写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図等
- ◆耐震改修設計◆
- ・建築確認通知書もしくは検査済証の写し、家屋物件証明書の写し又は建物の登記事項証明書の写しのうちいずれか
- ◆耐震改修工事◆
- ・耐震診断結果報告書の写し（現状及び非木造住宅耐震改修工事費補助事業においては改修後の λ 値等が確認できるもの）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図等
 - ・改修部分を表示した図面（非木造住宅耐震改修工事費補助事業に限る）
 - ・評定の評定通知書の写し

交付申請書の提出

- 提出書類■ 交付申請書と次の添付書類をご提出ください。※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
- ・耐震診断経費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
 - ・配置図及び各階平面図
 - ・区分所有者がいる場合は、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震診断の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
 - ・共有者がいる場合は、全ての共有者の同意を得たことを証する書面
 - ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は、全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
 - ・市税を滞納していないことを証する書面（市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合であって、かつ、申請者の同意がある場合は不要）
- ◆耐震改修設計◆
- ・耐震改修設計費の見積書の写し（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面
 - ・耐震診断結果報告書の写し
 - ・申請書別紙（第3号様式）
 - ・安全な構造とする旨の市による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し
 - ・区分所有者がいる場合は、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
 - ・共有者がいる場合は、全ての共有者の同意を得たことを証する書面
 - ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は、全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
 - ・市税を滞納していないことを証する書面（市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合であって、かつ、申請者の同意がある場合は不要）
- ◆耐震改修工事◆
- ・耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書（事業者の記名及び押印のあるものに限る。）
 - ・耐震診断の結果を示す書面（現状及び耐震改修後の λ 値等が確認できるものに限る。）
 - ・評定の評定通知書の写し
 - ・計画認定の認定通知書又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）
 - ・現況写真（施工予定箇所が確認できるもの。ただし、撮影位置を図示したものに限り。）
 - ・配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図及び昇降機等の関係図面
 - ・申請書別紙（第3号様式）
 - ・安全な構造とする旨の市による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたことを証する書面の写し
 - ・区分所有者がいる場合は、全ての区分所有者に同意を得たことを証する書面（申請者が管理組合である場合は、組合規約並びに耐震改修工事の実施及び補助金の申請に係る議決書又はこれに代わるもの）
 - ・共有者がいる場合は、全ての共有者の同意を得たことを証する書面
 - ・建物所有者と土地所有者が異なる場合は、全ての土地所有者の同意を得たことを証する書面
 - ・市税を滞納していないことを証する書面（市内に住所があり、市税の滞納のないことの確認が可能な場合であって、かつ、申請者の同意がある場合は不要）

代理受領を利用される場合は、事業完了までに補助金受領委任払申請書を提出してください。

着手届の提出

- 提出期限■ 補助金の交付の決定があった日から起算して30日以内
- 提出書類■ 着手届と次の添付書類をご提出ください。 ※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ・契約書の写し
 - ・工程表（耐震改修工事の場合）
 - ・連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者又は工事監理者、工事請負業者、管理組合等担当者）

※耐震改修工事については、工事期間中に市職員による現地確認を実施します。

実績報告書の提出

- 提出期限■ 工事完了後30日以内又は令和8年2月末のいずれか早い日まで
- 提出書類■ 実績報告書と次の添付書類をご提出ください。※内容により追加書類を提出していただく場合があります。
- ◆耐震診断◆
- ・耐震診断結果報告の写し、平面図、伏図及び軸組図、領収書の写し（事業者の発行したものに限り。）
- ◆耐震改修設計◆
- ・耐震改修工事に係る設計図書、評定の評定通知書の写し、計画認定の認定通知書の写し又は確認済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）、領収書の写し（事業者の発行したものに限り。）
- ◆耐震改修工事◆
- ・施工状況がわかる写真、領収書又は請求書の写し（事業者の発行したものに限り。）、耐震改修工事が計画に基づき施工されたことを証する書面（建築士である旨の表示及び記名のあるものに限り。）、建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し（建築確認が必要な場合に限る。）

請求書の提出

※通常、請求からお支払まで1ヶ月程度かかります。